

# 一般会計で 29,104万円

## 《一般会計歳入》

歳出の財源となる歳入は、各事業に対する国や県からの補助金などと前年度繰越金で賄っています。

なお、予算計上はしていませんが、前に述べたとおり普通交付税が一億三、五〇〇万円国から交付されることが決定しています。当初予算のなかで一億六、五〇〇万円計上していますが、交付決定額と当初予算額との差額については、赤字路線バスに対する補助金等のいまだ不確定な財政需要に対応するために用いたいと考えています。

## 町債について

町債（町の長期的な借入金）は下図に示したように三、六一〇万円追加補正し、今年度総額で三億二、九〇〇万円となります。このような多額の町債という名の借金は、将来の町財政を圧迫するだけで必要のないものだと思われるかもしれません。

しかし、町債は次に述べる理由から有益で必要なものであると考えられます。今年度町債の大部分は光スポーツ公園建設分（三億二、八〇〇万円）です。これを例として説明します。

第一に、光スポーツ公園建設を町債をせずに行えば、今年度の収入のみで（現在の町民の負担によって）これを賄うこととなります。しかし、光スポーツ公園は将来にわたって、利用できる施設ですから、現在の町民だけでなく、新しく転入して来る将来の町民や今の子供など将来の納税者にも負担を求めのが妥当ではない



郷土色を盛りこんだ  
カルタの原画

でしょうか。町債を導入することによって、毎年度元金と利子を町税から返還し将来の町民・納税者に負担を求めることができず。

第二に、町債が場合によ

ては町にとつて有利なこともありま

ことになりま

光スポーツ公園建設分の町債の元金・利子の五五割は地方交付税によって補填されます（すなわち、元金・利子の五五割は町ではなく国が負担する

歳入区分	補正額 (万円)	構成比 (%)	補正後の予算 総額 (万円)
町 税			60,000
地方譲与税			7,800
利子割交付金			382
自動車取得税交付金			6,000
地方交付税			109,500
交通安全対策特別交付金			400
分担金及び負担金	11	0.1	10,387
使用料及び手数料			1,464
国庫支出金	146	0.5	15,471
県 支 出 金	3,605	12.4	19,658
財 産 収 入	9		2,357
寄 附 金	1,517	5.2	1,865
繰 入 金	295	1.0	5,795
繰 越 金	19,888	68.3	27,888
諸 収 入	23	0.1	4,637
町 債	3,610	12.4	32,900
合 計	29,104	100.0	306,504

## 《国民健康保険 特別会計》

来年度から町独自の電算業務が稼働いたしますが、これに対応するための準備に関する手数料として八〇万円追加しています。また、医療費（退職者分）が伸びていますので、医療費について三十一万円追加しています。

これらの財源については、全て前年度繰越金を充てます。